

事業者各位

国分寺市長

契約保証金の納入について

日頃より、市契約行政にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、市と契約を締結する場合、国分寺市契約事務規則（以下「規則」）第 46 条第 1 項の規定に基づき、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金の納入が必要となります。

ただし、規則第 46 条第 2 項又は第 47 条第 2 項に、市が契約保証金の全部又は一部を免除することができる場合を定めており、この規定に該当する案件は免除の対象となります。

規則第 46 条第 2 項又は第 47 条第 2 項に該当する場合、免除手続きに必要な書類（契約書の写し等）を提出していただくようお願いする場合があります。条項に該当しない場合または書類が提出できない場合につきましては、契約保証金の納入が必要となりますので、速やかに納入してください。

ただし、1,000 万円以上の工事請負及び委託については、規則第 46 条第 2 項第 3 号の免除規定は適用されません。さらに、規則第 46 条第 2 項に該当していても、案件によっては原則どおり契約保証金を納入していただく場合もあります。

なお、複数年契約案件の契約保証金に関しては、規則第 46 条第 2 項第 1 号及び第 47 条の 2 第 2 項の規定の改正が行われました。詳しくは案件発注時にお渡しする説明書をご覧ください。お問い合わせください。

記

※契約金額による免除の範囲（規則第 46 条第 2 項第 7 号関係）

- | | |
|----------|----------|
| 1. 工事請負 | 130 万円未満 |
| 2. 委託・修繕 | 50 万円未満 |
| 3. 物品買入れ | 80 万円未満 |
| 4. 借上 | 40 万円未満 |

※官公庁実績による免除（規則第 46 条第 2 項第 3 号該当）

過去 2 年間（契約締結日から起算）に国分寺市もしくは国または他の地方公共団体と契約し、かつ履行を完了した同種（上記対象案件の種別）及び同規模（契約金額が本契約の契約金額の 8 割以上のもの）の契約書の写しが 2 件分必要となります。

【お問い合わせ先】国分寺市 総務部 総務課 契約係

TEL 042-325-0111（内線 422・423・424）

FAX 042-327-3030

(契約保証金)

第46条 市長は、契約者をして契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 契約者が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約（国分寺市複数年契約実施要綱（平成19年要綱16号）に基づく債務負担行為による契約（以下「複数年契約」という。）については、契約期間を保証した履行保証契約であって、契約額を単年度換算しその額の100分の10以上を保証したものとする。）を締結したとき。
- (2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約者が第5条又は第34条に規定する参加資格を有する者で、過去2箇年の間に本市若しくは国又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したのものについて、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき、延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 物品の買入れ又は物品の賃貸借の契約を締結するとき。
- (7) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であること又は契約者若しくは契約内容の特殊性により、契約者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 国・地方公共団体その他公法人又は公益法人と契約を締結するとき。
- (9) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条（定義）第2項に規定する特定事業に係る契約を締結する場合において、当該契約の履行を確保するために市長が必要と認める措置が講ぜられているとき。

(契約保証金に代わる担保等)

第47条

2 契約保証金に代わる担保は、前項で準用する第13条に定めるもののほか、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条（定義）第4項に規定する保証事業会社の保証の提出をもってこれに代えることができる。

(契約保証金等の返還)

第47条の2 契約保証金又は代用担保は、国分寺市検査事務規程（昭和50年訓令第18号）の規定による完了検査又は竣工検査に合格した後、返還する。

2 複数年契約については、前項の規定にかかわらず、1会計年度終了ごとに、当該年度分の契約に係る契約保証金又は代用担保を返還することができる。